2　観測種目のうち風向、風速及び波高については、観測場所である航路標識付近の地理的条件等により、当該航路標識周辺の気象及び海上の状況と異なる場合がある。

附　則

この告示は、平成二十五年七月一日から施行する。

○東北地方整備局告示第百六十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年七月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年七月一日　　東北地方整備局長　徳山日出男

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四号及び六号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
仙台市若林区卸町四丁目八番一二から同市宮城野区日の出町三丁目八番一一まで	前	六六・九〇～六九・三六メートル
	後	六六・九〇～七三・〇一メートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

○東北地方整備局告示第百六十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年七月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年七月一日　　東北地方整備局長　徳山日出男

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

四号及び六号　仙台市太白区郡山四丁目一三七番一三から同市太白区郡山四丁目一五七番一まで　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年七月一日

○東北地方整備局告示第百六十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年七月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年七月一日　　東北地方整備局長　徳山日出男

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四号及び六号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
仙台市太白区郡山四丁目一三七番一三から同市太白区郡山四丁目一五七番一まで	前	三〇・〇〇～七三・〇〇メートル
	後	三〇・〇〇～七三・〇〇メートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

○東北地方整備局告示第百六十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年七月一日　　東北地方整備局長　徳山日出男

一　道路の種類　一般国道

二　路線名　四号及び六号

三　道路の区間　敷地の幅員　延長

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
仙台市太白区郡山四丁目一三七番一三から同市太白区郡山四丁目一五七番一まで	前	三〇・〇〇～七三・〇〇メートル
	後	三〇・〇〇～七三・〇〇メートル

四　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

五　供用開始の期日　平成二十五年七月一日

○東北地方整備局告示第百六十七号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から名称等の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十五年七月一日　　東北地方整備局長　徳山日出男

一　登録番号　東北地方整備局長　3

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称　財団法人秋田県建築住宅センター

三(1)　名称の変更

変更前	財団法人秋田県建築住宅センター
変更後	一般財団法人秋田県建築住宅センター

(2)　変更年月日　平成二十五年四月一日

四(1)　代表者の氏名の変更

変更前	竹村　寧
変更後	中村　謙治

(2)　変更年月日　平成二十五年四月一日

五(1)　役員の氏名の変更

変更前	小玉　嘉裕、土田　誠、西村　典剛、渡辺　敏秀、児玉　俊幸
変更後	森　英明、児玉傳一郎、中村　謙治

(2)　変更年月日　平成二十五年四月一日

○関東地方整備局告示第三百十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年七月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年七月一日　　関東地方整備局長　森北　佳昭

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

十七号　群馬県利根郡みなかみ町布施字布施宿二七九番一から同町布施字石畑四三五番一まで　関東地方整備局及び同局高崎河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年七月一日

○関東地方整備局告示第三百十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第一項の規定に基づき、平成十三年関東地方整備局告示第二百五十号の一部を次のように改正する。

平成二十五年七月一日　　関東地方整備局長　森北　佳昭

別表の指定番号二十三の項確認検査の業務を行う事務所の所在地欄中

「本社　神奈川県平塚市宮の前13番3号
ロ　横浜支店　神奈川県横浜市西区北幸2―6―1横浜ＡＰビル7階
ハ　町田支店　東京都町田市中町1丁目2番12号」

に改める。